特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）母子保健特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 ・9の項「児童福祉法による障害児通所給付費」 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども総合センター
②所属長の役職名	子ども総合センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部　子ども総合センター　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、提供されたマイナンバーは本人確認にのみ利用し、更新は行わない。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログイン時等の認証について、個人毎にID・パスワードを設定し管理している。また、管理者権限も限定し、部外者が容易にログインできないようにしている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長　黒川　浄明	地域保健課長　安藤　昇	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課	健康推進課	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長　安藤　昇	健康推進課長　安藤　昇	事後	
平成29年5月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　地域保健課	保健福祉部　健康推進課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課	子育て支援課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長　安藤　昇	子育て支援課長	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　健康推進課　511-0068 三重県桑名市中央町3-79 0594-24-1195	保健福祉部　子育て支援課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380	事後	
平成30年8月31日	対象人数	平成27年7月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成30年8月31日	取扱者数	平成27年7月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
令和1年6月28日	対象人数	平成29年7月1日　時点	平成31年3月31日　時点	事後	
令和1年6月28日	取扱者数	平成29年7月1日　時点	平成31年3月31日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和1年6月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事後	
令和2年8月31日	対象人数	平成31年3月31日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和2年8月31日	取扱者数	平成31年3月31日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ　関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、	事後	
令和4年2月4日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課	子ども総合センター	事後	
令和4年2月4日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課長	子ども総合センター長	事後	
令和4年2月4日	対象人数	令和2年3月31日　時点	令和3年3月31日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	取扱者数	令和2年3月31日　時点	令和3年3月31日　時点	事後	
令和4年2月4日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　子育て支援課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380	子ども未来局　子ども総合センター　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380	事後	
令和4年2月4日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課	子ども総合センター	事後	
令和4年2月4日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課長	子ども総合センター長	事後	
令和4年9月26日	対象人数	令和3年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和4年9月26日	取扱者数	令和3年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和5年8月22日	対象人数	令和4年3月31日　時点	令和5年3月31日　時点	事後	
令和5年8月22日	取扱者数	令和4年3月31日　時点	令和5年3月31日　時点	事後	
令和5年8月22日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども未来局　子ども総合センター　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380	子ども未来部　子ども総合センター　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1380	事後	
令和6年9月25日	対象人数	令和5年3月31日　時点	令和6年3月31日　時点	事後	
令和6年9月25日	取扱者数	令和5年3月31日　時点	令和6年3月31日　時点	事後	
令和6年9月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	個人番号の利用	1．番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第40条	1．番号法第9条第1項及び別表70の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和6年9月25日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第19条、第30条、第44条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) 〇別表第二省令・第39条	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 ・9の項「児童福祉法による障害児通所給付費」 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」	事後	
令和7年3月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	③システムの名称 健康管理システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 ・9の項「児童福祉法による障害児通所給付費」 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 ・9の項「児童福祉法による障害児通所給付費」 〇番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表95の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・70の項「母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付」「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収」 〇番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表95の項	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	人手を介在させる作業		・十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、提供されたマイナンバーは本人確認にのみ利用し、更新は行わない。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	もっとも優先度が高いと考えられる対策		・3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・十分である システムへのログイン時等の認証について、個人毎にID・パスワードを設定し管理している。また、管理者権限も限定し、部外者が容易にログインできないようにしている。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施